

各 都道府県  
政令市 衛生主管部（局）長 殿  
特別区

厚生労働省健康局長

### 地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について

地域保健法施行令の一部改正（平成16年政令第339号）に伴い、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第4条に定める保健所長の資格について、下記のとおり通知する。

なお、本通知の適用は平成17年4月1日とし、「地域保健法施行令第4条第2号、第3号に定める保健所長の資格について」（平成16年4月1日付け健発第0401001号厚生労働省健康局長通知）については、平成17年3月31日限りこれを廃止する。

#### 記

- 1 地域保健法施行令第4条第1項第2号及び第2項第3号に定める「養成訓練課程」とは、国立保健医療科学院教育訓練規程（平成14年厚生労働省訓第38号）第5条に定める「専門課程Ⅰ」をいう。
- 2 地域保健法施行令第4条第1項第3号に定める「厚生労働大臣が、前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者」とは、外国において、1に準じる課程を修了し、公衆衛生修士（M.P.H、M.S.P.H）の学位を取得した者をいう。

ただし、今回の制度改正に伴う経過措置として、平成19年度までの間、医師免許取得後、公衆衛生関係の研究若しくは教育に3年以上従事した経験を有する者又は診療に5年以上従事した経験を有する者については、1の「専門課程Ⅰ」の科目のうち別表に掲げる6科目を受講し、12単位を修得することにより、地域保健法施行令第4条第1項第3号に該当する者として取り扱って差し支えない。なお、医師免許取得後、地方公共団体又は国の衛生主管部局に1年以上勤務した経験を有する者については、その勤務期間をそれぞれの経験年数に算入することができるものとする。

また、「専門課程Ⅰ」のうち12単位のみ修得した者については、全課程を修了することが望ましい。
- 3 地域保健法施行令第4条第2項第1号に定める「厚生労働大臣が、公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認めた者」とは、国立保健医療科学院教育訓練規程第5条第4項第1号に定める者と同等以上の学力を有すると国立保健医療科学院長が認め、「専門課程Ⅰ」の受講資格を得た者とする。なお、これを認めるに当たっては、国立保健医療科学院において、次に掲げる出題範囲の試験を行うものとする。

医師国家試験出題基準における

- (1) 必修の基本的事項に関する事柄
- (2) 医学総論に関する事柄
- (3) 医学各論のうち、
  - ア 健康危機管理関係業務を行う際に必要な感染症、精神疾患、中毒及び外因による疾患に関する事柄
  - イ 健康増進関係業務を行う際に必要な主要な生活習慣病（悪性新生物、脳血管疾患、心疾患及び糖尿病）及び関連疾患に関する事柄
  - ウ その他、公衆衛生行政（特定疾患、小児慢性疾患等の申請を含む。）において関与する可能性の高い疾患に関する事柄

(別表)

科 目 名	総単位数
公衆衛生総論	
公衆衛生行政	
健康危機管理論	
保健統計学・疫学	
組織経営・管理	
公衆衛生活動論	
	12 単位